

年金記録確認香川地方第三者委員会第2部会（第24回） 議事要旨

1 日 時 平成20年6月3日（火） 9時00分から11時30分

2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 大谷第2部会長、武田委員、吉井委員

（四国行政評価支局） 瀧上支局長

（事務室） 濱田事務室長、田中事務室次長、山城事務室次長、香川主任調査員

4 主な議題

- (1) 申立人意見陳述
- (2) あっせん等案審議
- (3) 申立事案審議
- (4) その他

5 会議の経過

- (1) 意見陳述要請のあった事案について、申立人から意見を聴取した後、委員が申立人と質疑応答を行った。
- (2) 今回部会で、継続3事案（すべて厚生年金）、新規5事案（すべて厚生年金）の合計8事案を審議した。  
継続事案のうち、1事案は年金記録の訂正についてあっせんすることを決定した。  
残り継続2事案については、年金記録の訂正が必要ないこと決定する方向で、引き続き資料等を収集・整理することとなった。  
新規事案のうち、3事案は年金記録を訂正する必要性が無い方向で、また、2事案は年金記録を訂正する必要がある方向で、それぞれ、引き続き資料等を収集・整理することとなった。
- (3) 次回は、6月11日（水）の14時から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認香川地方第三者委員会第1部会（第24回） 議事要旨

1 日 時 平成20年6月4日（水） 9時00分から11時55分

2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 吉田部会長、大前委員、塩田委員、間島委員

（四国行政評価支局） 瀧上支局長

（事務局） 濱田事務室長、田中事務室次長、山城事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続7事案、新規6事案の合計13事案（すべて国民年金）を審議した。

継続7事案のうち、4事案は年金記録の訂正が必要無いことを、3事案は年金記録の訂正についてあっせんすることを決定した。

新規6事案のうち、1事案は年金記録の訂正が必要無いことを決定する方向で、また、5事案は年金記録を訂正する必要があることを決定する方向で、それぞれ、引き続き資料等を収集・整理することとなった。

(2) 次回は、6月11日（水）午前9時から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認香川地方第三者委員会第1部会（第25回） 議事要旨

1 日 時 平成20年6月11日（水） 9時00分から11時10分

2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 吉田部会長、大前委員、塩田委員、間島委員

（四国行政評価支局） 瀧上支局長

（事務室） 濱田事務室長、田中事務室次長、山城事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続6事案、新規4事案の合計10事案（すべて国民年金）を審議した。

継続6事案のうち、5事案は年金記録の訂正についてあっせんすることを決定した。残りの継続1事案については、更に資料等を収集する必要があることが認められたことから、継続して審議を行うことになった。

新規4事案のうち、1事案は年金記録の訂正が必要無いことを決定する方向で、また、3事案は年金記録を訂正する必要があることを決定する方向で、それぞれ、引き続き資料等を収集・整理することとなった。

(2) 次回は、6月18日（水）午前9時15分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認香川地方第三者委員会第2部会（第25回） 議事要旨

1 日 時 平成20年6月11日（水） 14時00分から16時45分

2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 大谷第2部会長、武田委員、吉井委員

（四国行政評価支局） 瀧上支局長

（事務室） 濱田事務室長、田中事務室次長、山城事務室次長、香川主任調査員

4 主な議題

- (1) あっせん等案審議
- (2) 申立事案審議
- (3) その他

5 会議の経過

- (1) 今回部会で、継続9事案（すべて厚生年金）、新規4事案（すべて厚生年金）の合計13事案を審議した。

継続事案のうち、4事案は年金記録を訂正する必要があることを、また、3事案は年金記録の訂正についてあっせんすることを決定した。残りの継続2事案のうち、1事案は年金記録の訂正が必要ないことを決定する方向で、また、1事案は年金記録を訂正する必要があることを決定する方向で、それぞれ、引き続き資料等を収集・整理することとなった。

新規4事案のうち、2事案は年金記録を訂正する必要がある方向で、また、1事案は年金記録を訂正する必要がある方向で、それぞれ、引き続き資料等を収集・整理することとなった。残り新規1事案については、更に資料等を収集する必要があることが認められたことから、継続して審議を行うこととなった。

- (2) 次回は、6月18日（水）の9時15分から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認香川地方第三者委員会（第18回） 議事要旨

1 日 時 平成20年6月18日（水） 9時00分から11時50分

2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 吉田委員長、大谷委員長代理、大内委員、大前委員、塩田委員、武田委員、間島委員、吉井委員、高嶋委員、常谷委員、西井委員、松本委員

（四国行政評価支局） 瀧上支局長

（事務局） 濱田事務室長、田中事務室次長

4 主な議題

- (1) 年金記録確認香川地方第三者委員会運営規則の一部改正
- (2) 部会の設置及び運営
- (3) あっせん等案審議
- (4) その他

5 会議の経過

(1) 6月16日付けで新任委員4人が任命され、3部会制に移行することに伴い、年金記録確認香川地方第三者委員会運営規則の一部改正案を審議し、6月18日付けで改正した。また、規定改正に伴う各部会の構成、部会長等の選任、審議対象事案の振り分けを行った。

(2) 今回、継続7事案（厚生年金3件、国民年金4件）、新規5事案（厚生年金3件、国民年金2件）を審議した。

継続事案のうち、2事案（厚生年金1件、国民年金1件）は年金記録の訂正が必要ないことを、また、5事案（厚生年金2件、国民年金3件）は年金記録の訂正についてあっせんすることを決定した。

新規5事案のうち、1事案（国民年金）は年金記録の訂正が必要ないことを決定する方向で、2事案（厚生年金1件、国民年金1件）は年金記録を訂正する必要があることを決定する方向で、それぞれ、引き続き資料等を収集・整理することとなった。残りの新規2事案（ともに厚生年金）は、更に資料等を収集する必要が認められたことから、継続して審議を行うこととなった。

(3) 次回は、第1部会が6月25日（水）、第2部会が6月26日（木）の、それぞれ午後2時から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務局  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認香川地方第三者委員会第1部会（第26回） 議事要旨

1 日 時 平成20年6月25日（水） 14時00分から16時15分

2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 吉田部会長、塩田委員、間島委員、松本委員、西井委員

（四国行政評価支局） 瀧上支局長

（事務室） 濱田事務室長、田中事務室次長

4 主な議題

(1) あっせん等案審議

(2) 申立事案審議

(3) その他

5 会議の経過

(1) 今回部会で、継続3事案、新規5事案の合計8事案（すべて国民年金）を審議した。

継続3事案のうち、1事案は年金記録の訂正が必要ないことを、また、1事案は年金記録の訂正についてあっせんすることを決定した。残りの継続1事案については、年金記録を訂正する必要があることを決定する方向で、引き続き資料等を収集・整理することとなった。

新規5事案のうち、3事案は年金記録の訂正が必要無いことを決定する方向で、また、1事案は年金記録を訂正する必要があることを決定する方向で、それぞれ、引き続き資料等を収集・整理することとなった。残りの新規1事案については、更に資料等を収集する必要が認められたことから、継続して審議を行うことになった。

(2) 次回は、7月2日（水）午前9時から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認香川地方第三者委員会第2部会（第26回） 議事要旨

1 日 時 平成20年6月26日（木） 14時00分から16時20分

2 場 所 年金記録確認香川地方第三者委員会会議室

3 出席者

（委員会） 大谷第2部会長、武田委員、吉井委員、高嶋委員、常谷委員  
（四国行政評価支局） 瀧上支局長  
（事務室） 濱田事務室長、田中事務室次長

4 主な議題

- (1) 申立人意見陳述
- (2) あっせん等案審議
- (3) 申立事案審議
- (4) その他

5 会議の経過

(1) 意見陳述要請のあった事案について、申立人から意見を聴取した後、委員が申立人と質疑応答を行った。

(2) 今回部会で、継続8事案（すべて厚生年金）、新規3事案（すべて厚生年金）の合計11事案を審議した。

継続事案のうち、2事案は年金記を訂正する必要がないことを、また、1事案は年金記録の訂正についてあっせんすることを決定した。残りの継続5事案のうち、2事案は年金記録を訂正する必要がない方向で引き続き資料等を収集・整理することとなった。また、3事案は更に資料等を収集する必要が認められたことから、継続して審議を行うことになった。

新規事案のうち、1事案は年金記録を訂正する必要が無い方向で、1事案は年金記録を訂正する必要がある方向で、それぞれ、引き続き資料等を収集・整理することとなった。残りの新規1事案については、更に資料等を収集する必要が認められたことから、継続して審議を行うことになった。

(3) 次回は、7月3日（木）の午前9時から開催することとなった。

〔 文責：委員会事務室  
後日修正の可能性あり 〕